第二十九条の七第二項第一号ロ	第七十条	附則第九条第一項ただし書に規定する法第七十条第一項
	第七十二条の三第一項	附則第九条第一項ただし書に規定する法第七十二条の三第一項
	繰入金を	繰入金及び法附則第九条第一項ただし書に規定する療養給付費等を
第二十九条の七第二項第三号	基礎賦課額	一般被保険者に係る基礎賦課額
	被保険者に	一般被保険者に係る
	世帯別平等割額	世帯別平等割額（被保険者等が同一の世帯に属する場合には、当該世帯とみなして算定した世帯別平等割額）

第二十九条の七第二項第一号イ(1)	給付に要する費用	給付に要する費用（支給に要する費用であるものに限る。）
第二十九条の七第二項第一号イ(6)	額	額（退職被保険者に係る一般被保険者に要する費用の額に相当する額並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費及び高額療養費に要する費用の額を除く。）
第二十九条の七第二項第一号ロ(4)	第七十二条の三第一項	附則第九条第一項ただし書に規定する法第七十二条の三第一項
第二十九条の七第二項第三号	被保険者に	一般被保険者に係る
	世帯別平等割額	世帯別平等割額（被保険者等が同一の世帯に属する場合には、当該世帯とみなして算定した世帯別平等割額）

を

		険者等に係る療養の給付の額から当該給付に相当する額を控除した額等に係る入院時食事療養費、保険外生活療養費、訪問看護療養費、高額療養費及び高齢者支援金等に要する費用の額を控除した額
	第七条第一項第二号に規定する基準額に同号に規定する被保険者等所属割合（次項において「被保険者等所属割合」という。）を乗じて得た額	第七条第一項第二号に規定する基準額に同号に規定する被保険者等所属割合（次項において「被保険者等所属割合」という。）を乗じて得た額
	第七条第一項の規定により読み替えて適用する第二条の三第一項	第七条第一項の規定により読み替えて適用する第二条の三第一項
	第七条第一項の規定により読み替えて適用する第二条の三第一項の規定により読み替えて適用する第七条第一項第二号に規定する被保険者等所属割合	第七条第一項の規定により読み替えて適用する第二条の三第一項の規定により読み替えて適用する第七条第一項第二号に規定する被保険者等所属割合
	第七条第一項第二号に規定する基準額	第七条第一項第二号に規定する基準額

		一般被保険者と退職被保険者等に係る一般被保険者の属する世帯に属する場合を一般被保険者の属する世帯別平等割額として算定した世帯別平等割額
	第七条第一項の規定により読み替えて適用する第二条の三第一項	第七条第一項の規定により読み替えて適用する第二条の三第一項
	第七条第一項の規定により読み替えて適用する第二条の三第一項の規定により読み替えて適用する第七条第一項第二号に規定する被保険者等所属割合	第七条第一項の規定により読み替えて適用する第二条の三第一項の規定により読み替えて適用する第七条第一項第二号に規定する被保険者等所属割合
	第七条第一項第二号に規定する基準額	第七条第一項第二号に規定する基準額

		一般被保険者と退職被保険者等に係る一般被保険者の属する世帯に属する場合を一般被保険者の属する世帯別平等割額として算定した世帯別平等割額
	第七条第一項の規定により読み替えて適用する第二条の三第一項	第七条第一項の規定により読み替えて適用する第二条の三第一項
	第七条第一項の規定により読み替えて適用する第二条の三第一項の規定により読み替えて適用する第七条第一項第二号に規定する被保険者等所属割合	第七条第一項の規定により読み替えて適用する第二条の三第一項の規定により読み替えて適用する第七条第一項第二号に規定する被保険者等所属割合
	第七条第一項第二号に規定する基準額	第七条第一項第二号に規定する基準額

に改め、同表第二十九条の七第二項第四号及び第七号の項中「第七号」を「第六号」に改め、同表第二十九条の七第二項第八号の項中「第二十九条の七第二項第八号」を「第二十九条の七第二項第七号」に改め、同表第二十九条の七第二項第九号イの項中「第二十九条の七第二項第八号イ」を「第二十九条の七第二項第七号イ」に改め、同表第二十九条の七第二項第十号の項中「第二十九条の七第二項第九号」を「第二十九条の七第二項第八号」に改め、同表第二十九条の七第三項第一号イの項を削り、同表中

第二十九条の七第三項第一号ロ	第七十条	附則第九条第一項ただし書に規定する法第七十条第一項
	第七十二条の三第一項	附則第九条第一項ただし書に規定する法第七十二条の三第一項
	繰入金を	繰入金及び療養給付費等を
第二十九条の七第三項第三号	後期高齢者支援金等賦課額	一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額
	被保険者に	一般被保険者に係る
	世帯別平等割額	世帯別平等割額（被保険者等が同一の世帯に属する場合には、当該世帯とみなして算定した世帯別平等割額）